



いたずらに仮放免を保証書をもってかえ得るようなものにしては考えておられません。通常仮放免を向うから申し出て参りますような場合には、今まで通りのやり方で保証金を積ませて仮放免をいたすという考えでございまして、ただいま申し上げましたような非常な特殊の場合にこの条文によって保釋団体に無用の負担をかけるやり方で運用いたしたい、こう考えておる次第でございませぬ。

○中山福藏君 まあ大体局長のおっしゃったことはわかるのですが、大体刑事訴訟法の場合の保証金はこれは大体取り立てが可能なんです、ところが出入管理令の場合には不可能だと私は見るわけですね。しかしただいまおっしゃったような事情がありとすれば、これも幾分酌量することができるとはあります、しかし実際占領当時の連合軍の裁判の状況を見て、弁護士が保証するという場合においては相当の保証金を積み立てさせました、五万円から十万円と。それから万一被疑者が逃亡した場合にはどうなるかというのと、その金を使って犯罪人を捜査したもんです。私はこの保証金というものにはやはり非常に収容者が仮放免の場合に逃亡したら、その金をもって捜査する、いわゆる困に損害をかけるないで捜査ができるような建前をとるといふのが、本来の保証金の制度の出発点じゃないかと見ておるのですが、それがその取立不可能な状況にあるところの保証金を積まして、その精神を没却してかかるというの、これは保証金制度の趣旨に私はそむくのではないかと、ということをお考えておるのですが、万一そういう場合がありとすれば、ただ

もう野放しに、そのままそれは逃亡したままで放置しておかれるという考え方でございませぬ、それを一つお尋ねしておきます。

○政府委員(内田藤雄君) 保証金の制度の趣旨というものは、全く中山委員の御指摘の通りであると存じます。われわれもそう考えておりますので、ただいま申し上げましたように、この条文を實際生かします場合というのはきわめて限られた、ただいま申し上げましたようにむしろわれわれの方から仮放免をいたすのにつきまして、ある人への引受けを依頼しなければならぬという、きわめて例外的な場合にのみ使うというつもりでございませぬ。従いまして通常の場合におきましては全く中山委員の御指摘のような運賃の仕方をして参りたいと思っております。それから万一これで逃げて逃亡したという方が出ました場合には、これは仮放免の条件違反になるわけでございますので、当然これの仮放免を取り消しまして、再び逮捕するために努力したいと思えます。

○中山福藏君 私人でいろいろなごとばかりお尋ねしているというごとは他の委員の方に済みませんからいいかげんにやめますが、私はただいま局長が仰せられたような御答弁でこの保証金の精神というものがあなたの方のお望み通りにゆくかゆかないかというごとは非常に疑問を持っております。これはほとんどだめだろ、と思ひます。そこでどうか一つ、そういうことを水かけ論でやっておったところでしようがありませんから、なるべくただいまおっしゃったように、厳格にこの問題を取り扱っていただきたいということ

を御希望申し上げておきます。そこで最後に一つ……、次長はおられますか……。

○政府委員(内田藤雄君) ちょっと食事の約束のためにおくれて参ります。……。

○中山福藏君 そこで最後に法律上の問題、これはきのうお尋ねしたわけですが、異議の申立期間の三日、行政訴訟の提訴期間の六カ月、それから特別の理由がある場合においては一年の特別の場合があるということになっておりますけれども、かりにそれがあつておりましたとしても、ただいま入国管理局においてお取り扱いになっておるのは再審の願いをことごとく出さしておられるように私は考えております。これは特別の本人の利益のためにそれを勧め告されて再審のお願いをしようとする。あつて再審の出しておられるわけなんです。そこでこれが行政行為か何かというごとのきのうの質問に対して、行政行為ではないか、というごとの御答弁であつたんですが、これは学説判例等、たゞいまある方面で調べていただきますという、すべて行政行為であるというごとの意見が多いようでありまして、従つてこれに対してはやはり行政訴訟が起し得るのだという意見が相当に多いわけですね。これはやはりきのう次長が仰せられたように行政行為ではないかという御意向でございませぬか。また行政行為であるとなれば、きのう申し上げたようにこれを法律に明文化しておくということがやはり必要じゃないかと思ひますが、そういう点はどうですか。

○政府委員(内田藤雄君) ただいま中山委員が再審をことごとくやらして

るといふふうにおつしやいましたがこれは事実ではございませぬ。再審というのはいわゆる再審を申し、やらせるなというわけにも参りませんが、本人が勝手にやる以上はいたし方ございませぬが、再審をやれというふうに奨めるようなことは……、むしろやるなどということをはっきり訓令も出してありますし、またわれわれもいたしまして御答弁の願ひが出されることを決して歓迎いたしておるわけではございませぬ。しかし實際問題として再審の願ひが出された場合には、これはわれわれが出された場合には、これはわれわれとして何らかの實際上の答をいたさなければならぬかと考えておる次第でございませぬ。それから再審の願ひが行政行為であるかどうかという問題につきまして……。

○中山福藏君 いや、それに対する決定です。合議なさつてこの再審の願ひというものは却下すべきものだという御決定になりますね、事実上今取り扱つておられるそういうふうな御行為が行政処分の中に入らんじやないかと、いうことを私は申し上げているんです。きのうの次長の御答弁ではそれは法律行為じやない、だから行政訴訟の手続をとることはできないという御答弁だつた。それはお間違ひじやないかというごとの念を押しておるわけなんです。

○政府委員(内田藤雄君) 昨日次長の答弁は私も脇におりましたのですが、中山委員も御自身でお認めになつたんじゃないかと存じますが、再審の問題というものは法令にはないわけではございませぬ。そこでわれわれもいたしませぬものとは考えておりませぬ。従いま

して次長が昨日申し上げたのはその意味においての法律行為ではないと申し上げたのではないかと存じますが、その意味ならばわれわれはそういうふうにご了解いたしておられます。

○中山福藏君 これは形式上、法令にない場合においても行政行為であるという学説判例の意見が多いわけですね。私が調べてみましたところがそういう意見が多い。これはやはり法務省として、すべてこれは法務大臣の任命に關しても特別の知能のある人を法務大臣にしろというのを書いてある。これははかの關係を任命する場合と法務大臣とは違ふんです。行政組織法を見てもそういう場合でありますから、法務省の管轄下におけるところのすべてのこの問題については十分一つ御検討になっておいて、そういうものが法律行為であるかかないかということも一つの明確なる線な規則の上に残していただきたいということをお願ひ願ひ申し上げて質問を終わります。

○羽仁五郎君 たいいま議題になつております法律案について二、三の点を質問したいと思ひますが、第一に伺いたいのは現在の外国人の収容の現状について御報告をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(内田藤雄君) 現在収容所と称しておりますものは大村、浜松、横浜、浜松はこれは横浜の収容所の分室でございませぬが、その内訳を申し上げますと大村が千四百十三名、浜松が二百四十一名、横浜が三十二名、全部を合計いたしまして千四百十六名でございませぬ。そのうち大村について申し上げますと、そのほとんどが朝鮮人であ

りませぬ。……。

……。

……。

人が二十三、そうして朝鮮人の内訳を申し上げますと不法入国が七百八十八、それから不法残留が二十三、そのほかは大體二十四条の關係者でございます。

○羽仁五郎君 二十四条というの……

○政府委員(内田藤雄君) 二十四条、つまり犯罪とか麻薬とかいろいろござい……

○羽仁五郎君 それはいいと思いま……

○政府委員(内田藤雄君) これにつ……

ましては、昨年六月最後の韓国の送還船が出まして以来昨年中はずっと途絶いたしておりました。その關係が昨年末には一時千六百までが一最番高であつたと思ひます。約千六百まで達したのでございます。しかしその後ちやうど会谈の糸口となりましたのは、もう昨年暮のことでございましたが、そのころから韓政府側といろいろ話し合ひを始めまして、結局二月の末に久しぶりに送還船がまた出ましたのでございます。それで三、四と三回、月に一回ずつ順調に送還が行われまして約七百名余りを、これはいずれも密入国者だけでございますが送還いたしました。その日韓間の話し合ひの結果と申しますとちやうど語弊がござい……

合ひの途上におきまして長い收容者の問題ということも議題になりました、先ほども申したことでございますが、われわれ自身この問題は何か解決をしたいと思つておつたことでもござい……

ということをむろん一つ、第一の条件、それから實際の原因となりました犯罪内容その他を検討いたしましたし、漸次釈放して参りまして、先般までに約二百四十名を釈放いたしましたと考え……

先般米韓國側の日本に対する感情が非常に悪化したしまして、その理由はいろいろあるうかと存じますが、まあわれわれが接触しております限りでの向う側の言い分によりますと、日本側が北鮮政府を相手にするような態度に出……

しておるようでありませんが、そうしたことのために五月に予定をしておりました送還船が、六月になりいまだに出……

ておりませんが、しかし最近どうやらわれわれの説明なども了り得た……

ましたのか、七月の中旬までにはまた密入国者を送還できるようになるのではないかと考えております。そういった……

と申しますと、昨年中に密入国いたしました者は、この船で全部片づく予定で……

ございます。それからその密入国者でない、ただいま犯罪等の理由によつて收容されて……

いる人の問題になります。これにつきまして……

は、前科三犯ないし四犯以上、特殊の麻薬とかヒロポンといった特殊……

の犯罪の場合には、あるいは再犯からい……

て退去にいたしましたおるものの中にはあるかと存じますが、大體はわれわれ……

が常識で判断いたしましたし、刑務所から出てくるとまたすぐ犯罪をやる、そう……

してすぐまた刑務所に送られて出てきておる。……

こういつた到底通常の社会生活……

を求めても無理であると思われよう……

なもののみを大村に送つております。……

しかし、遺憾ながらこの数というものが毎月少しづつふえて参つてお……

りまして、先ほど申し上げましたように二百四十名ほどを仮放免いたしました……

ござい……

○羽仁五郎君 ときに今度の法律案提出の理由もやはり收容を継続すること……

が適當でないという場合を問題にされ……

ておられるので、ぜひその收容継続が……

適當でないという場合については、ただいま提案されておりますような方法……

法、あるいはその他の方法をわれわれ……

として考えなければ、政府としてもお……

考えを願わなきやならぬと思ひます……

が、この出入国の問題につきましては、旧占領時代から平和条約発効當時……

から外國人登録法その他の審議の際……

に、私の見解はしばしば申し上げ、また……

その際に政府から政府の方針をお答……

えになつておるものも速記録に残つて……

いますので、今ここに繰り返すことは……

避けなければならぬのであります。……

が、やはりどうかお断り、ことに大村……

收容所の大部分の方が朝鮮の方である……

という点から、これらの朝鮮の方のま……

でしょうか。

○政府委員(内田藤雄君) ただいま羽仁委員の御指摘になりましたように、入管令の発足に当りまして当時の岡崎外務大臣が声明いたしましたその内容は、その趣旨におきまして今羽仁委員の御指導になった通りだろうと考えます。しかしその中にもはつきり言っておるのでございますが、特に悪質の者は別として……、というふうになっておりまして、われわれといたしましては当時からの大臣の声明を基礎といたしまして諸般の訓令などを出しておりました、またわれわれといたしましても大体その線に沿ってやっております。おるつもりでございます。

○羽仁五郎君 ただいまの点については後に二、三の実例で伺いたいと思うのですが、原則的には今お話しした通り悪質の場合を除いてそういう特殊な事情があるので、一般外国人と同じように扱おうということではできないという趣旨は守られていることと考えます。

第二に、やはり二つの点から特にその点を留意していただきたいと思うのは、今いろいろ御尽力、御努力になっている御報告の中にもありましたように、外交関係とこの收容所の問題が絶えず関連を有して、そしてあるいは相原因となり、あるいは結果となつておるという場合もすいぶん多いことであるし、この外交上の問題にはやはり日本にかつて日本国民として生活をしておられた方とか、あるいは日本の国内で犯罪を犯されておられる刑を負わされた方とか、という方々に対してなかなか日本が送還を希望しても、その日本の国の送還の希望にあちらで応ぜられないというふうな場合が起り、そういう

ことから收容者の数が多くなり、あるいはその收容者の取り扱いの問題が起り、それがまた外交上感情を害するといふふうなことになると思ひます。

で、特に今のような、最初にはそれほどでなかった問題が、かなりこじれるという場合もあると思ひますので、私は決して今局長がおっしゃるようないかなる場合にも、ということではないのでありますから、きわめて悪質な有害の場合、従つて明白な実害のないという場合については、いわんや人情その他をじゅうりんされることはないという努力をしていただきたいというので、そういう意味からでもあるのです。それからもう一つの点は、やはりこれが特に本委員会において常に各委員の努力しておられる人権の尊重という点から、これはいやすくもその人権をじゅうりんということが起ることは好ましくない、しかもそれが外交関係と関係しているからということなんです。そこで次に二、三の点を本案に入つて伺いたいのですが、二つ伺つておきたいのですが、第一は保証書の問題なんです、保証書の内容は大体どんなものをお考えになつておられるのか伺いたい。

○政府委員(内田藤雄君) 保証書の形式は法務省令で規定いたすつもりであるのでございますが、大体は刑事訴訟手続において保釈の場合に使つております保証書の例に準じて考へたいと思つております。従ひまして内容といつても保証金を納めるわけの誓約の文書、こういう形にならうかと思ひます。

○羽仁五郎君 その点についてこれは

特に希望として述べたいのは、この保証の場合にやはり何らかのいわゆる差別がこの団体その他について、ここに法案提出の理由としておっしゃつておる趣旨が、この通りに実行されれば問題ないというのですが、すなわちこの收容が適当でない、收容態様が適当でない、従つて仮釈放なり、こういう手續をとられることは妥当だと思つておるがスムーズに行われたいと思つておるのですが、その際に従来他のいろいろな例などを考へてみても、昨日中山委員からこれは中国の方々に對しての問題として指摘されたような問題を考へてみましても、引き受ける団体がある団体と団体によつて差別をするといふふうなことが起つてきますと、そこにはやはり一面においては弊害を生じ、他面においては不安を生ずるというやうなこともあるのじゃないか。特にそれが政治上の理由を持った差別が行われるようなことになりますと、また今申し上げた弊害と不安とが發生してくる、悪質のプロパカーのようなものがある、悪質のプロパカーのようなものがある、惡質の生じてくるということになるのじゃないか。昨日の中山委員のあげられた例のようなことを、ある意味においては未然に防がなければ、やはりそういうことが生じてきてからそれをどういふふうにしなればならぬというふうなことももちろんあるわけですが、未然に防がなければならぬ。そのためには今御説明のような保証書としての要件、必要として十分なる要件のみに限られて、それ以外の無用な差別などをされたいと思つておるのですが、これはそういうふうにして承

御答弁をいただかないで、次の問題に移りたいと思ひます。よろしうございませうか。何かお答えになることがありますか。

○政府委員(内田藤雄君) ちょっと一言さしていただきます。それは率直に申し上げますと、先ほども申し上げましたように、日韓間の話に基きまして、ある者を仮放免いたすということの話がございましたときに、当時俗に民戦と申しておりましたが、朝鮮人のいわば左翼的な団体の外郭団体であると認められます解放救済会からその仮放免者の世話もするから引き渡してくれというお申し出があったのでございませう。その理由は、日韓の問題としてこういうふうな起つております際に、そういういわば韓国と非常に入合の悪い關係の団体に人を渡すというやうなことになるまいかと、その話自体がございませう。それでわれわれといたしましては、ことさらにその団体を差別しようという気持は毛頭持っておりません。その性質が、しかし通常のやうな団体の性質といたしましてなるべく政治的な色合いなどはないやうな団体、そしてまた従来の保護の実績等におきまして十分の信頼のおけるやうな団体を考へていきたい、こう思つておる次第でございます。

○羽仁五郎君 ただいまの御説明は、その後事情が變つておる点も御承知の通りあることですが、それからそれは韓国のお立場としてそういうふうな御主張があるいはあるやうかと推察するのですが、しかし日本としてはおのづからまた別個の立場というものがあつたと思つた。それからまたアメリカ

などの立場もあるかもしれませんが、これもおのづから日本は独自の立場がなければならぬ。日本はやはりどうしても韓国のみ、長い將來のことを考へますとアジア全体の中で日本が国を立てていかなければならぬという点もあつたので、一時的のことまで申し上げておるわけじゃない。行政上の御判断というものはおまかせするわけでありませうけれども、原則的にはやはり日本独自の立場で、そしてまた韓国内事情にあまりそれによつて判断をすることができなくやつていただきたいと思ひますが、それは御了承いただいてもいいと思ひます。

次にもう一つ伺つておきたいのは、第二点であります、すなわち平和条約発効後に生まれた子供さん方に対して手数料の問題、これは提案の御趣旨を拝見しますと、やはりこれも私どもが絶えずお願いしてきまされた寛大の処置ということを実現せられた点においては深く敬意を表する点であります。同時にちょっと心配になりましますのは、そういうふうな親切をなさる半面において手数料徴収ということの、手数料の払える人に対しては強制的な態度をとられるということがある、やはりこの御趣旨が貫徹しないのじゃないか、この手数料を払われるという点につきましてもやはりさつき申し上げたやうなことをまた繰り返しませんけれども、長く日本におられ、一時は日本国民であつた方々の子供さんである場合なので、あるいはこれについてこの手数料を払うということ、これは今回初めて実際に行われるわけですから、その実際に適用される場合にいろいろなやがり問題が起る場合も何らか

あるのじやないかという感じもするのです。従つてそれらの場合に、やはり客観的に事情をよく判断せられて全部一律にこういふふうにして、一面において手数を免除するのだから、免除の理由のない者は強制的に徴収するといふふうな、一律のお扱いであるといふふうな、また紛擾が起るおそれがあるのです。その点でやはり先ほど申し上げた原則に基いて過去の歴史的な事情、また今日的外交的な問題がまだ解決してないこともあるので、やはり人情に反するような取扱いがないことを期待したいと思ふのですがいかがでしょうか。

○政府委員(内田藤雄君) その点につきましては、もう全然おそれ何れ何かこの法律を差別的に使用するといふようなことは毛頭考へておりません。もし今羽仁委員の御指摘になつた事態はどういふ場合を指しておられるのか、的確に了解いたしかねますが、われわれといたしましては、戦前から日本に在留してあります朝鮮人、台湾人一般につきましては、その平和条約発効後に生まれた子供さんについてこの条文を適用したいと考へておりますので、何ら差別的な問題は起らないといふことを十分申し上げ得ると思ひます。

○羽仁五郎君 ちょっと私の申し上げ方が悪かつたようですが、そうでなく、今おっしゃるような場合でなく、かつて本人の御意思か、あるいはそれに反してか、日本国民として日本におられた朝鮮の方がかなり多数おられるわけですが、その方の現状は今さっきの講和条約発効前後の事情から、まだ終局的には決定してないわけですが、長く日本においてになることになると、

それともお帰りになることになるのか、それらの点が親御さんたちは決定しないわけですが、それでそのお子さんの方ははっきり一般外国人のお取扱いになるのでしょうか、原則としては、ですからほかの外国人また過去においても外国人であられた方は問題ないのですが、過去において日本国民であられた方々のお子さんについては今さら手数を子供さんについて扱うといふのは、それは納得せられない場合もあるのじやないかという感じがするので、それでそれらの場合にやはり事理を尽くされて人情にそむかぬような取扱いを願いたいといふことです。どうですか。

○政府委員(内田藤雄君) それは十分に承りました。

○羽仁五郎君 それでは最後に二、三の例について伺いたいのです。先ほど実害のある場合を除いては、収容を継続することが適當でない場合については、人情を踏みにじるようなことはない、釈放その他の寛大の措置をとられておられるという御説明があつたのですが、遺憾ながら実例において見ますと、二、三の実例でいかにもこれは私どもが伺つたところでは少しむづかしいのではないと思ふ場合がありますので、二つ、三つの場合を特に上げさせていただきます。

第一は東京都足立区上沼田町八百三十二番地に居住する申相良、二十五歳の方がたまたま登録証を紛失し、持つていなかったために、登録法違反者として一九五三年二月以来大村収容所に収容され、強制送還されようとしておられるというやうな場合が訴えられておられるのですが、これらの場合が代表してお

ますように、この登録証を持つていないといふことについて、これはそれぞれの場合があらうかと思ふのですが、悪意をもつて登録証を持つていない場合と、それからたまたま持つていないとか、あるいは紛失したといふことであつて、従つてその登録証を持つていないことを、その方も望ましいことと思つておられるやうな場合ですね。そういう場合にまで大村収容所に収容され、強制送還されるというのには私は少し不当ではないのじやないかといふふうに思ふので、この登録証携帯について実害のある場合をやはり除いて、実害のない場合については、今申し上げたのは一応別問題として、しかし今の場合などもなおお調べを願いたいのですが、この登録証を持つていないといふことをこれをしるはばば聞かぬのです、八百屋に買い物に行つたとか、あるいは銭湯に入り行つたとか、その途中で登録証を持つていなかった、それを登録証を持つていないといふので、大へんきびしい扱いをされるというやうな場合も聞かぬのですが、こ

うやうな場合をさういふふうにきびしく扱われるといふことは適當でないように思ひますが、この点が第一。

それから第二点は、登録手続違反なんです、その問題に關係して、昨年十月登録切りかえの当時、切りかえの日

の際に、切りかえの手続をなさるといふことは当然のことであらうと思ふ。従つて実害のある場合を問題にしておるのじやないのですけれども、その登録の手続切りかえその他手続をなさるのに、深い悪意に基くものじやなくしてあるいはおくれた、あるいは何とかいろいろな事情がある場合があらうと思ひます。そういう場合にはやはり本人の事情を聞いて、さうして処置されることゝあつたらう。それをお聞きにならないで、今申し上げましたやうなことは妥當じやないのじやないか。

それから第三は、指紋の問題なんです。指紋の問題につきましては、しばしばこの委員会で見解を述べましたので、繰り返しません、指紋の問題は法律ができているのでありますから、その点については触れないのでありますけれども、私が先ほど申しましたやうに、新しく入国される場合に、現在の法律が適用されるというところは、一応さういふことがあることは認めるといたしまして、やはり長く日本におられた方々について、この際あらためて指紋を取られるといふことについては、いろいろ感情上の問題があらうかと思ふのであります。従つてそこに納得のいかなない点があつて、日本に長くおられた方なども指紋を取られるといふことを承知しないで、それを拒まれるやうな場合、これは最近の例では佐世保などにさういふ例があつたやうですが、それを直ちに逮捕せられるといふことが行われはるやうですが、これはやはり指紋は入権の問題に關係し、それについて新しく入つてきた場合でなく、日

本に長くおられた方々がその指紋を取られることに納得されないといふ場合も、その理由も私は考慮すべき点があるのじやないか。ですから、それを拒否されたといふことで、直ちに逮捕されるというやうなことは妥當ではないと思ふ。

それから第四には名古屋市の南区の李粉時という方の場合ですけれども、この方はかなり前に、六年前に日本に戻られて、そして生活しておられたのが、最近密入国といふことがわかつて、それで九才と四才の子供さんと一緒に収容された。これも実際にいって実害がないのじやないか。どうして実害のないのをさういふふうにして収容せられるのであらう。この方の夫が名古屋で生活しておられるのであり、その方のお母さんであるおばあさんが嘆いておられるといふやうな点もあり、実害がない。六年前であらうと、何年前であらうと、密入国であるから収容するといふことであらうと、やはり人情にそむいておられるのじやないか。

最後の場合ですが、これは最近の裁判になつてゐる葛飾区の方の場合ですけれども、これもやはり夫をたずねて三年前に入国された。最近密入国といふことがわかつた。そしてその奥さんが収容所に収容されて、現在裁判になつておる。第四の例、第五の例は形式からいへば、日本にも密入国でありまして、夫もこちらにおられ、日本の敗戦當時に朝鮮に子供さんなり、何なりを連れて行かれ、夫のもとに最近来られた。これが密入国として収容されるといふことはどうも私どもが伺つても残酷に感ずるのであります。これらの個々の場合に

本に長くおられた方々がその指紋を取られることに納得されないといふ場合も、その理由も私は考慮すべき点があるのじやないか。ですから、それを拒否されたといふことで、直ちに逮捕されるというやうなことは妥當ではないと思ふ。

ついで十分のお調べを願ひ、そしてそれらから帰納されますところの一般的な原則の上において、最初に申し上げましたような歴史的な事情、また現在の外交的な事情等も考慮して、いやしくも人情にそむかないような取扱いをせられることを期待するのであります、いかがでありますか。

○政府委員(内田藤雄君) 第一の登録証不携帯による人のことでございますが、このお名前をおあげになりました申相契という人は、昨年の暮に仮放免になつております。それから一般的に少くとも私が着任しました以後におきまして、登録法違反の登録証不携帯であるとか、あるいは住居変更届出の違反とか、そういうものだけの理由によりまして退去命令を出したものは一件もございません。過去におきましても不携帯だけではないのであります。大ていの場合犯罪者であつた者が同時に登録しておらんとするのが多いのでございますが、しかし少くとも先ほど申し上げましたように私着任いたしました以後、この登録法の問題を理由といたしまして、それだけで退去命令を出したものは一件もございません。今後もそういうことを断言いたしません。今後もそういうことをいたすつもりはございません。それから第二は、登録の切りかえに違反者の多数が起訴されておるという問題でございますが、この問題につきましては、実は昨年の秋なかなか厄介な問題を生じまして、各府県、市町村の窓口において朝鮮人が相当、集團の威力をかりまして、吏員たちを困らせ、そして登録を拒否しようというやうな態勢に出たのであります。それでそういう関係から当時、治安機関と

協議いたしました結果、今回は登録の切りかえを拒否するやうな者に対しては相当厳罰でいこうというやうなことを当時にきめまして、その結果、違反者が出ましたものが、相当起訴などをされたのだらうと存じますが、しかし私が聞いておりますところは、ただ告発はこれは遺憾ながら市町村の義務でございまして、その期日までに登録していない者は自動的に告発はいたしてありますけれども、しかし検察庁におきまして起訴するかいなかについては、相当事態の内容を検討した上でやっておるやうに聞いております。ただこれにつきまして先般朝鮮人の団体の方が見えましてときに、一応申し上げましたことは、あなた方が扇動しておいて、種をまいて、そういうものが発生したからといって、後始末をこちらに持つて来られても困る。だから今後は一つ、こういうことが起らないやうに、あなたの方でも御努力願いたい。こういうふうに応答しております。今後はそういうことが起らないことをわれわれとしても心から期待しておる次第でございます。

それから第三に、指紋の問題でございますが、これにつきましてはいろいろ人権の問題などから考えなければならぬ、慎重にいたさなければならぬというところを、われわれもこの政令を作り出す場合に十分検討いたしましたのでございまして、とりあえず御承知のやうに新しく日本へ入国して参ります外国人についてのみ適用されるわけでございます。それでただ来年の秋ごろから前の登録の切りかえの問題が起りますと、これは当然従来から日本におります外国人にも適用されることにな

なるわけなのでございますが、しかしただいままでのところ、幸い指紋の採取というものは非常に平静に行われておりました。一、二これを拒否した者があつたというやうなことも報告には聞いておりますが、概して平静に行われております。そしてまた指紋と申しましては通常の方の場合にはただ申請書と、指紋原紙と称しておきますものに、左の人差指一本の指紋を押させるだけなのでございまして、通常おわれわれが指印と称して押しておりますものとほとんど大差はない。ただ問題は登録証等を紛失いたしました場合に、再交付を要求いたしましたときには、十指の指紋を押さなければならぬことになつております。しかしこれは従来はなほ遺憾なことでございまして、登録証が偽造されたり、あるいは他人に譲り渡されたり、そのために登録制度の本旨が没却されるやうな事態が非常に多く起つておりましたために、それを防止する意味で、こういうこともやむを得ないと考えておる次第でありまして、決して人権をそれによつて侵すやうな、あるいは犯罪の捜査にこれを使用しようとか、こういう考えは毛頭持っておりません。

第四点に、御指摘になりました非常に古くからの密入国者の問題につきましては、あとで名前等を十分に伺ひまして、事情を調査いたしまして適切なたしと考へます。

○羽仁五郎君 ただいまの御答弁で、私どもが心配している点は十分考慮下されるやうなことを伺つて非常に安心するものであります。どうか最初に述べましたやうな原則に基いてフェアーな取扱いをしていただきたい。これは私に絶えず思ふのですが、われわれが外国に、われわれというか、日本国民が外国におる場合のことも考へて、それでことにこの出入国管理令なり、外人登録令なりには、かなりアメリカでやつておられる現在のやり方に似ているやうなところがだいたいあるやうに思ふのであります。アメリカのやうな国の立場と日本のやうな国の立場とはずいぶん違ふ面があると思ふので、やはりわれわれがそういう取扱いを受けなくても不服はないというやうな扱いを外国の方にもしていただくやうにお願いしたいと思ふ。

なお最後に申し上げておきたいのは、私も実は日本に長く永住しておられる外国の方にお友だちがあつて、音楽家のグリットという方は皆さんも御承知の方ですが、グリットさんなどが出入国管理局においてになるときに、私もお供をして行くことがあるのですが、なかなかつらい、感情的にどうかと思はれるやうな取扱いを受けるところを、實際眼で見えております。これは局長の根本的な方針というの、先ほどおっしゃつたやうに外国人に対して決してフェアーでない取扱いはいない、それでその人情等にそむかないという根本的な方針を立てておられるのですが、実際に第一線で仕事をなさつていらっしゃる方々の場合には、非常に忙しいこともありましようし、しいて一々それをとがめるといふ意味ではないのですけれども、どうかその根本方針が明らかに第一線まで徹底せられて取扱つておられる方々、特に歴史的な事情、外交上の事情などから朝鮮の方々が大部分を占めると思ふのです

が、そういう方のお取扱いに対して、先ほどの御説明にもありました紛擾が起るといふやうな点についても、歴史的な事情、外交上の事情などがあつて必ずしも直ちにその紛擾が起つたといふことをとがめるといふやうな場合に考へられない場合があり得ることだと思ひますので、どうかその根本的な方針としてその被害のある場合を除いて、できるだけ人情、風俗に沿ひ、いやしくも人情を踏みにじるといふことがないように寛大に処置せられるやうに希望する次第であります。

○中山福藏君 私、もう五分ほど一つやらして下さい。私は先だつて十一名の中国人の名前をおあげ局長、次長に現在の本人などの住所並びに何ゆゑに滞留することができるといふ理由を承りたいといつて運名簿を差し上げておいたのです。それについての資料としまして私に交付されましたこの御返答によりまして、玉東東といふもの、この周子楊といふものは該当者になつたといふことなんです。これは私には居所も全部わかつておるのです。居所も全部わかつておるの、どういふわけで密入国をしたこの二人がわからないのか、あるいは私の手元で調べたところによるといふと、これは入国管理局の出張所の有力な方とひもつきになつておるやうなことが、私の取調べにはちゃんと明らかになつておる。そういう居所もちゃんと私は知つておる。それが入国管理局から該当者なしという資料、該当者なしという趣旨の書類が私に送付されたのですが、これは全然わからないでしようか、こういう人間、もしわからなければ、私のほうから居所を教へてあげます。どうい



うわけでこれはわからないのですか。

○政府委員(内田藤雄君) 私この書類

を閣下次長からいただいたので、私も拝見  
いたしました。この該当者なしとお  
答申申し上げましたゆえには、登録に  
出たおられないという意味でございま  
す。そうして御指摘のようにもし万一  
にも入管の事務所の者がこれを知って  
いながら黙認しておるといふことで  
ございましたらば、これはわれわれと  
して非常な問題でございまして、さ  
そく調査いたしました。もしそこに汚  
職的なものでもございましたらば、  
直ちに適当な処置をとりたいと存じま  
す。ただ一般的に申し上げまして、実  
は日本におります外国人の数というの  
は、非常に多くの数でございまして、登  
録に現われなかったものだけで五十四万  
でございまして、五十数万でござい  
ますか、大体われわれのざっとした推  
定では、その一割くらいの方が密入国  
をしてもくっているのではないかと考  
えております。これは根拠はなかなか  
おぼつかしいのでございますが、いろ  
ろ密入国者の一部の、たとえば二十人  
で入って参りまして、そのうち五人が  
つかまつて、十五人がもくっている  
というよりいろいろな数の総計でござ  
いまして、かつそのほかの諸般の情報  
から想像いたしましたものでそのくらい  
からでございます。そうしてこれらの  
密入国者の取捕というものはなかなか  
困難な問題なのでございまして、相当  
大つぱらにある所に働いているからと  
いって、それが当然にわれわれが黙認  
をしていてという御推定をいただきます  
しては、ちょっと遺憾なことでございま  
して、おわかりになりましたらば、そ  
ひ教えていただきたいと考えます。そ

れで従来もぐり参り密入国者の取捕と

いうのは、先ほど申し上げました登録の  
切りかえを契機といたしまして、その  
前後に警察が登録の呈示を求め、  
あるいはその登録を勧奨するというよ  
うな機会にいたしまして、密入  
国者があがつて参る場合が相当あるの  
でございまして、しかし先ほどちょっ  
と触れましたように登録の譲り渡  
し、偽造、そういうようなものも数も  
これまた相当な数に上つておりまし  
て、一応表面的には警察官に登録の  
呈示を求められましても、なお密入国  
者であるということがはつきりし得な  
いという場合もかなりあるわけござ  
います。そこでこれにはわれわれとし  
ても今後努力したいと思つており  
ますので、もし具体的な例を御承知で  
ございましたらば、どうぞ御指摘い  
ただきまして、われわれとしても奮  
闘いたしたいと考えます。

○中山福蔵君 もう一つお尋ねして  
おきますが、周子揚というのは二十七年  
に密入国しております、私の調べで  
は、それから姜学曾というの、退去  
理由は不法入国の事実と麻薬の取締法  
違反で懲役二年六月に処せられて、  
救済理由がないというので退去命令が  
下つておる。この人間が平気で日本で  
商売をしていて、私はこういうことを  
言いたくないのですけれども、公平な  
取扱をお願ひするといふ意味から、  
まじめにやっておる人が日本から退去  
命令が下つて、こういうような不正な  
者が堂々と商売をしていられるという  
は非常に不公平だと思つておる。こ  
うことについてはお調べになつてお  
るかどうか、これは現在横須賀におつ  
て

○政府委員(内田藤雄君) これは全く

御指摘の通りでございまして、不公平  
なことをやっておつて、しかもそこに  
汚職的な問題があるとすれば、私と  
しては大いに責任を感じる次第であ  
ります。ただこれは弁解がましいこと  
で恐縮でございまして、従来終戦  
まで大體司令部がやつておりました  
ものが、急に平和条約発効後われわ  
れの方に移りまして、以来非常な不  
整備のまま参りまして、実はこの  
間御指摘のその数人を調べて、永住  
になったという理由などの記録が、  
当時これは平和条約発効直後のこと  
でございまして、全然見当らないとい  
ふような例もございまして、大へんこ  
れは遺憾に存じますが、当時われわれ  
の整備ができていないままで急に引き  
継いだりした関係で、はなはだそうい  
たことが過去にはあつたように存じて  
おります。これは私どもとしましてま  
ことに申しわけない。できれば今後少  
くとも、私去年八月に参りましたが、  
それから以後そういうことのないよう  
にしようとは、繰り返して私自身も監  
督しておりますし、また各所長の会同  
などにおきましては絶えず、必ずそ  
ういふことを申しております。過去の過  
失につきましても、今後直に遺憾の意を  
表明いたしますが、今後もしそういう  
ことがございましたら、どうぞ遠慮な  
く教えていただきたいと思つておる。

○吉田法晴君 簡単に一、二点伺いま  
すが、この仮放免の範圍を事実上拡大  
をして、おもに犯罪を犯した云々とい  
う者が仮放免をしていただいているこ  
とは大へん感謝にたえないのですが、  
私も、長く戦争中にこちらに来ておつ  
て帰られた、それから本人は、主人は

そのまもつて家族が参りました云々

ということ、子供を連れて大村に入  
られて、仮放免を願つたこと等もあ  
るのでありますが、こういう法とそれ  
から実情との運用を仮放免といふこ  
とでやつていただいているのですが、こ  
れがどういふことになりませうのか承  
わりたい。私も法務委員をやりました  
は、とびとびでございまして、出入  
管理令が講和後日本の法律になりま  
す。その後運用  
を見ても参りましたが、先ほど羽仁委員  
から言われましたように、法律が占領  
中の管理令でありました点もありま  
して、アメリカ人から見ました日本に出  
入りされるアジアの諸民族に対する感  
じと申しますか、こういうものが相当  
あつたように思つておる。それから日  
本にも残念ながら、これは久保田君  
を言うわけにございませぬが、アジ  
アの他の民族に対するおややりの蔑  
視があるように思つておる。そこで進歩  
保守政党内閣として政策を御推進にな  
らうという鳩山内閣の法務大臣、ある  
いは、法務省は、出入管理令の根本  
的な検討をせよと今おやりの矛盾の中  
でおられますが、法律と実情の矛盾  
の中で苦勞をしてやつておられます  
苦勞をしながら御意図はないか。法律  
の改正によつて解決する御意図は  
ないかどうか伺つておきたいと思  
つておる。

○政府委員(小泉純也君) 前段の御質  
問の趣旨につきましては、先ほど羽仁  
委員と管理局長からの質問に答へ、  
ただ委員会の今日までの御注意、御  
指導に沿うように善処するといふ方針  
であることは御理解いただけると思  
つておる。それをさらに掘り下げて

根本的に入国者の問題等を解決する考  
えはないかという御質問でございます  
て、これは省内におきましても常にそ  
ういうような解決ができれば、こ  
の問題はますます複雑になり、専務当  
局といましては法令と民情と申し  
ますか、端的に申しますれば法令と実  
情の板ばさみになって苦慮する点が、  
ますます増加するのみであるのでござ  
います。ただ問題は外交上の問題でござ  
います。一例として韓国の申し上げます  
ば、一例として韓国との問題のごとき  
も、一時スムーズに送還船をば向うで  
送還を受け付けておりましたが、日本  
の外交政策の新たな展開というよう  
なことで、韓国は一方的にこれに対し  
て非常に悪感情を起しまして、どうい  
う話し合いにも応ぜずに入管当局とし  
ては先ほど羽仁委員の御質問に対し  
て内田局長がお答えいたしました通り、  
断言はできませんけれども、最近好転  
をしたさざしが次から次に現れて参  
りまして、この七月中旬にはしばらく  
とだえておった送還船が、また船出が  
できやしないかというような状態にも  
なっているのをごいいますが、これは  
大臣といましては私もこの問題には常  
に頭を悩まして、私も省内におきまし  
て入管事務当局といろいろな面につ  
いて相談することにも、今仰せられま  
したようなもつと根本的な解決という  
ものが望ましいということ、異口同音  
に念願いたしてのことであります。政  
府に対しまして、また外務大臣に対  
しても、法務当局からもこの点を強力  
に要請をいたしまして、外交上の手段

と相俟つてすみやかに根本的な解決が  
できるやうにわれわれも善処いたした  
いということをごに申し上げて御了  
承を願います。

○委員長(成瀬幡治君) 速記をとめ  
て。

〔速記中止〕  
○委員長(成瀬幡治君) 速記を起して  
下さい。

別に御発言がなければ質疑は尽きた  
ものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(成瀬幡治君) 御異議ないと  
認めます。

それではこれより討論に入ります。  
御意見のおありの方はそれぞれ賛否を  
明らかにしてお述べを願います(「討  
論なし」と呼ぶ者あり)

別に御意見もないようでございます  
が、討論は終局したものと認めて御異  
議ございませんか。

○委員長(成瀬幡治君) 御異議ないと  
認めます。

それではこれより採決を行います。  
出入国管理令の一部を改正する法律案  
を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成  
の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成瀬幡治君) 全会一致でござ  
います。よって本案は全会一致を  
もって原案通り可決すべきものと決定  
いたしました。

なお、本院規則第百四条により口頭  
報告の内容、第七十二条により議長に  
提出すべき報告書の作成、その他事後  
の手續につきましては、これを委員長  
に御一任願いたいと存じますが、御異

議ございませんか。

○委員長(成瀬幡治君) 御異議ないと  
認めます。よってさうに決定いたし  
ました。

それから報告書には多数意見者の署名  
を付することになっておりますから、  
本案を可とされた方は、順次御署名  
を願います。

- 多数意見者署名
- |       |       |
|-------|-------|
| 市川 房枝 | 一松 定吉 |
| 羽仁 五郎 | 藤原 道子 |
| 劍木 亨弘 | 小幡 治和 |
| 岩沢 忠恭 | 宮城タマヨ |
| 中山 福蔵 | 吉田 法晴 |
- 委員長(成瀬幡治君) 本日はこれに  
て委員会を散会いたします。  
午後三時三分散会